

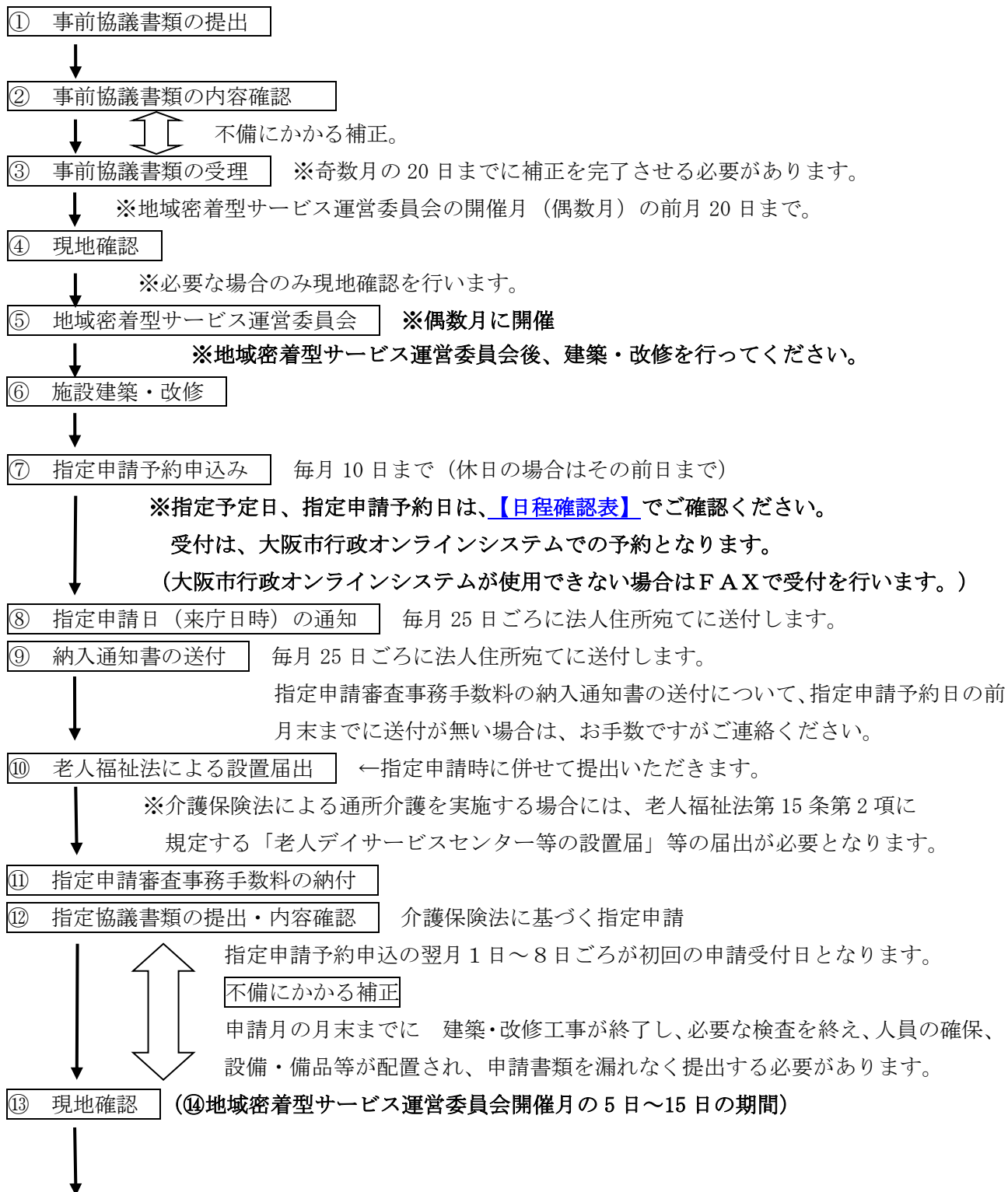
**【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】、【夜間対応型訪問介護】、【（介護予防）認知症対応型通所介護】
の指定申請の流れについて**

(1) 受付

(ア) 郵便等による送付の方法により受付は随時行っています。

(イ) 事前協議は補正期間を考慮してください。

(2) 事前協議から指定までの流れ



⑭ 地域密着型サービス運営委員会 ※偶数月に開催



⑮ 指定時研修（事業開始前月の 25 日頃）



指定時研修後に、指定通知書を交付します。

⑯ 事業開始（指定時研修の翌月 1 日）